

令和8年度 浄化槽設置費補助金 ～申請の手引き～

加須市では、河川水質の向上や衛生環境の確保のため、単独浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ切り替えを行う方に補助金を交付します。

この補助金の交付を希望される方は、「加須市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」と、この「申請の手引き」に基づいて、申請の手続きをしてください。

【問合せ】

加須市役所 環境政策課

〒347-8501 加須市三俣二丁目 1-1

電話 0480-62-1111(内線 232)

FAX 0480-62-1934

1. 補助の対象となる区域

この補助金の対象となる区域は、加須市生活排水処理施設整備計画における「浄化槽整備区域（浄化槽処理促進区域）」です。「浄化槽整備区域」とは、現在下水道事業や農業集落排水事業、集中処理浄化槽で排水処理を行っている地域、又は今後同様の処理で排水処理を行う予定のある地域を除いた地域となります。申請前に必ず対象区域であるか確認を行ってください。

2. 補助の対象となる浄化槽

主として居住を目的とした住宅の「既存単独処理浄化槽」又は「汲み取り便槽」を廃止し、10人槽以下の「合併処理浄化槽」に入れ替える場合で、次の要件をすべて満たす方・建物（浄化槽）が、補助金の交付を受けることができます。ただし、「対象外」に該当する場合は除きます。

＜浄化槽等の要件＞

- 使用している単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を廃止して、合併処理浄化槽を設置すること
- 合併処理浄化槽は、浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽で、（一社）浄化槽システム協会「環境配慮型浄化槽適合機種・仕様等一覧表」の基準に適合したものであること
- 主として居住を目的とした住宅（借りている場合は、所有者の承認を得ること）へ設置する浄化槽であること
- 併用住宅の場合は、居住部分の面積が総床面積の2分の1以上であること

＜＜対象外＞＞

次の場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。

- 申請者が市税（国民健康保険税含む）を滞納している場合
- 建築確認申請が必要な新築、増築及び改築によって浄化槽を設置する場合
- 浄化槽設置工事（汲み取り便槽・単独処理浄化槽の撤去又は処分の工事を含む）着工済み又は設置済みの場合
- 浄化槽を設置する建築物の敷地及び建築物等に法令の違反がある場合
- 要綱等の規定を守れない場合

3. 補助金額

補助金は、(1) 設置に対する補助 (2) 処分に対する補助 (3) 配管に対する補助をそれぞれ合計した額が補助金額になります。

(1) 設置に対する補助

人槽区分	市内業者施工の場合	市外業者施工の場合
5人槽	362,000円	352,000円
7人槽	444,000円	434,000円
10人槽	578,000円	568,000円

※浄化槽の人槽は、建築用途別処理対象人員算定基準 (JIS A 3302) に従ってください。住宅では総床面積が 130 m²以下の場合 5人槽、130 m²を超える場合は 7人槽、二世帯住宅 (浴室及び台所が 2箇所以上) の場合は 10人槽の設置が必要となります。

※市内業者とは、浄化槽法で規定する「浄化槽工事業」の登録における営業所の所在地が加須市内である業者をいいます。

(2) 処分に対する補助

人槽	補助上限額
5人槽・7人槽・10人槽	50,000円

※処分にかかった費用と 50,000円を比較して少ないほうを交付額とします。

※処分費の補助交付を受けるには「清掃」、「消毒及び汚泥処理」、「撤去」、「運搬から最終処理までの廃棄物としての処理」の全てが行われる必要があります。

(3) 配管に対する補助

人槽	補助上限額
5人槽・7人槽・10人槽	80,000円

※配管にかかった費用と 80,000円を比較して少ないほうを交付額とします。

4. 申請の受付期間

次のとおり、補助金の交付申請を受け付けます。補助金の交付を希望する方は、受付期間内に申請してください。

受付期間	募集基数
令和8年 4月1日 (水) ~ 12月11日 (金)	20基 (予定)

※受付期間内であっても、申請基数が募集基数に達した時点で受付を終了します。また、申請状況により、募集基数を増やす可能性があります。

※募集基数を超えた日の申請分については、抽選となります。

※受付時間は、土曜日・日曜日・祝祭日を除く 8:30 から 17:15 までとなります。

5. 申請の方法

申請者は、浄化槽を設置する場合は、工事着工前に浄化槽設置届出書を提出し、收受印の押された浄化槽設置届出書を受け取ってから、必要書類を添付のうえ浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）を提出してください。申請時に必要書類が全て揃っていないと受け付けできません。

【申請書添付書類】

- 浄化槽設置届出書（收受印のあるもの）及び浄化槽に関する調書の写し
 - 設置場所の案内図
 - 配管図及び平面図（間取り等記載のあるもの）
 - 浄化槽に係る型式適合認定書
 - 所有者の承諾書（借家の場合のみ）
 - 登録証の写し
 - 登録浄化槽管理票（C票）
 - 浄化槽設置工事を監督する者の小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会を終了した証書又は浄化槽設備士免状（昭和63年以降のもの）の写し
 - 合併処理浄化槽機能保証登録証
 - 浄化槽法定検査（7条検査）に係る払込票の写し
 - 既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の写真
 - 浄化槽法定検査（11条検査）に関する誓約書（様式第2号）
 - 個人情報の確認に係る同意書（様式第2号の2）
 - 本市の市税完納証明書※
 - 委任状（申請者本人以外が申請書を提出する場合）
 - その他市長が必要と認めるもの（見積書、既設単独処理浄化槽や汲み取り便槽を処分しない場合はその理由書等）
- ※「市税完納証明書」は、「個人情報の同意に係る同意書」（様式第2号の2）に同意をすれば、提出を省略できる。

【提出先】

- | | |
|--------------|------------------|
| 本庁環境政策課 | （加須市三俣二丁目 1-1） |
| 騎西総合支所地域振興課 | （加須市騎西 36-1） |
| 北川辺総合支所地域振興課 | （加須市麦倉 1481-1） |
| 大利根総合支所地域振興課 | （加須市北下新井 1679-1） |

6. 交付の決定

申請書類の審査及び現地調査等を経て補助金を交付することに決定した場合は、浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知します。

なお、審査の結果、申請内容が補助要件を満たさないなど不適正と判断した場合は、浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により通知します。

※現地調査においては、状況の確認と合わせ聞き取りを行うことがありますので、申請者又は同世帯の方の立会いをお願いします。

7. 浄化槽工事の実施

交付決定通知を受け取ってから浄化槽の工事に着工してください。

また、国庫補助基準にそった工事が必要となりますので、次の写真を実績報告書に添付してください。

- (1) 浄化槽設備士が設置予定場所で標識看板を表示している写真
※設置予定場所の周辺状況（地面・家屋等）が分かるように撮影すること。
- (2) 基礎工事の状況を示す写真
 - ア 基礎砕石作業の突き固め作業を行い、砕石の厚さが分かるスケールとともに写した写真
 - イ 捨てコンクリートの打設後、基礎コンクリートの配筋状況の写真
 - ウ 基礎コンクリートの養生後、コンクリート厚が分かるような写真
- (3) 据え付け前の本体写真（本体の名称を写したもの）
- (4) 水張りを行いつつ、本体の水平を確認しながら埋め戻しを行っている写真（水準器・水張りを行うためのホース・突き固めの用具等が写ったもの）
- (5) 支柱工が必要な時は、支柱工を行っている写真
- (6) スラブの設置作業の写真
 - ア 配筋の状況の写真
 - イ コンクリート打設の写真
- (7) 嵩上げの状況を示す写真。なお、工事中の嵩上げ材の写真ではなく、完成時（スラブまで終了している状況）で、スケールを当て、嵩上げ高が分かる写真
- (8) プロアの設定状況の写真
- (9) 完成時の状況写真
- (10) 汲み取り便槽又は既存単独処理浄化槽の撤去作業の写真（撤去費を申請する場合）
 - ア 清掃の状況が分かる写真
 - イ 消毒及び汚泥処理の状況が分かる写真
 - ウ 撤去した単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の状況、撤去場所の埋め戻し前の状況が確認でき、完全に除去したことが確認できる写真
- (11) 配管工事の実施（経路全体）が確認できる写真（配管費を申請する場合）

8. 申請内容の変更等の場合

補助金の交付決定後、申請内容を変更する場合や工事を中止、あるいは、補助事業を廃止する場合には、市長への届け出が必要となります。変更申請の必要が生じた時点で速やかに浄化槽設置整備事業変更承認申請書（様式第5号）を提出し、承認を受けた後で工事を再開してください。

9. 実績報告書の提出

浄化槽の設置が完了した時は、工事完了後 30 日以内、もしくは令和 8 年 1 月末日のいずれか早い日までに、浄化槽設置整備事業実績報告書（様式第 6 号）に必要な書類を添付し、本庁環境政策課へ提出してください（**×切厳守**）。

【添付書類】

- 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- 浄化槽工事に係る請求書の写し
 - （処分費を申請した場合は、処分に要した費用の明細が分かるもの）
 - （配管費を申請した場合は、配管に要した費用の明細が分かるもの）
- 浄化槽工事に係る領収書の写し
 - （処分費を申請した場合は、処分に要した費用の明細が分かるもの）
 - （配管費を申請した場合は、配管に要した費用の明細が分かるもの）
- 施工中の写真（参照：7・浄化槽工事の実施）
- 合併処理浄化槽検査確認書
- 浄化槽法定検査（法第 11 条第 1 項本文に規定する検査）に係る払込票（ゆうちょ銀行の営業所又は郵便局の受付印が押されているもの）の写し

※処分費を申請した場合は、以下の書類も添付してください。

○撤去写真（清掃・消毒・撤去が確認できるもの）

○撤去に係るマニフェスト（E 票）の写し

※配管費を申請した場合は、配管工事の実施が確認できる写真（配管経路全体が分かるもの）を添付してください。

※添付の写真は、極力用紙に印刷したもので提出してください。（写真帖を使用したものでも差し支えありません。）

※撤去とは、既存単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を掘り起こし、完全に撤去することをいいます（住宅に一体して設置された汲み取り便槽については、住宅の外壁より外側の部分を完全に撤去すること）。撤去の写真については、撤去した浄化槽又は便槽の状況、撤去場所の埋め戻し前の状況が確認でき、完全に撤去したことが確認できるものを添付してください。

※実績報告書の提出時に浄化槽使用開始報告書と浄化槽廃止届出書（単独槽からの転換のみ）の提出もあわせてお願いします。

10. 補助金額の確定

提出された書類の審査及び現地調査等を経て交付すべき補助金額を確定し、浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（様式第 7 号）により通知します。

※現地調査においては、状況の確認と合わせ聞き取りを行いますので、申請者又は同世帯の方の立会いをお願いします。

1 1. 補助金の支払い

補助金交付確定通知書を受領したら、確定した補助金額等を浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（様式第8号）に記入し、交付申請書を提出した窓口に提出してください。補助金は、申請者が請求時に指定した金融機関の口座に振り込みとなります。

※要押印（認印可）

1 2. 浄化槽設置後の管理について

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水の処理を行っているため、適切な管理が求められます。法令に則って適切に管理をしてください。適切な管理が行われておらず、市の改善命令等に関わらず改善が行われない場合には、補助金の返還となる場合があります。

※浄化槽法により、①清掃（汚泥の引き抜きや機器類の洗浄）②保守点検（浄化槽の点検・調整・修理）③法定検査（指定検査機関による水質検査）の3つを実施していただくことが義務付けられています。

1 3. 申請の代行について

浄化槽工事業者が申請を代行する場合は、申請者へ補助金制度の趣旨や内容について、十分に説明をしてください。

また、現地（工事予定箇所等）について、十分な事前確認をせず安易に申請することのないよう、申請の前に申請者及び申請を代行する浄化槽工事業者双方により、十分な現地確認を行ってください。

なお、提出書類の偽造や手続きの偽りなどの不正行為が認められた業者については、代理による申請をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。